

令和7年2月28日

被保険者各位

JR東海リテイリング・プラス健康保険組合

## 令和7年度 健康保険料率、付加給付及び保健事業の見直しについて（お知らせ）

平素より当健康保険組合の運営に格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和7年2月25日の第53回組合会において令和7年度予算が承認され、標題については以下のとおり見直すこととなりましたのでお知らせいたします。

### 1. 健康保険料率（調整保険料を含む）の見直し

下表のとおりとします。

	現行（令和6年度）			改正（令和7年度）		
	事業主	被保険者	合計	事業主	被保険者	合計
保険料率（‰）	49.650	46.650	96.300	54.000	50.000	104.000
負担割合	51.56%	48.44%	100%	51.92%	48.08%	100%

※介護保険料率は従来どおりです（事業主・被保険者とも8.000‰、合計16.000‰）。

※令和7年3月分保険料（4月給与控除分）から改正します。

※任意継続被保険者の保険料は「合計」の率となり、令和7年4月からの実施とします。

### 2. 付加給付の見直し

次ページの「付加給付の変更点」をご覧ください。

### 3. 保健事業の見直し

郵送健診、メンタルヘルスカウンセリング、レクリエーション費用補助、契約保養所、高額医療費貸付及び出産費貸付を廃止します。

（参考：令和7年度も継続するもの）

特定健診、保健指導、育児雑誌の配布、人間ドックの補助、インフルエンザ予防接種の補助、禁煙サポート事業、体育奨励行事（ウォーキング、東京ディズニーリゾート補助）

### 4. 見直しの背景

令和6年度は保険給付費、特に難病治療に係る高額薬剤の使用が健保財政に大きな影響を及ぼしました。高額療養費制度が適用された場合、医療費の患者負担分は3割を下回ることでありますが、その差額は全額健保組合が負担することになるため影響は甚大です。また、いわゆる団塊の世代のすべてが75歳に到達したいま、高齢者への拠出金、とりわけ後期高齢者支援金の増額は当面の間不可避で、現行の保険料率では令和9年度中に資金が枯渇する見込みとなりました。

このため、令和7年度においては保険料率を11年ぶりに改定することとしました。また、付加給付と保健事業の一部を見直し、健保運営の安定化を図ります。加入者の皆さまにはご負担をおかけすることとなりますが、本見直しの経緯や諸事情へのご理解、医療費の抑制やご自身の健康管理をお願いするとともに、引き続き当健保組合運営へのご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

令和7年度 付加給付の変更点

付加給付の名称	付加給付の内容	
	現行（令和6年度）	改正（令和7年度）
一部負担還元金	毎月の診療報酬明細書1件ごと（医療機関ごと、外来と入院は別計算。以下同じ。）の自己負担金（高額療養費として支給される額は除く。以下同じ。）の額から20,000円を控除した額 ※	1件ごとの控除額20,000円を、25,000円に改めます
家族療養付加金	毎月の診療報酬明細書1件ごとの自己負担金の額から20,000円を控除した額 ※	
合算高額療養付加金	合算高額療養費の自己負担金の額から、請求書1件ごとに20,000円を控除した額 ※	
訪問看護療養付加金	医療機関等別、診療月別の自己負担金（食事療養費を除く）の額から、1件ごとに20,000円を控除した額 ※	
家族訪問看護療養付加金	医療機関等別、診療月別の自己負担金（食事療養費を除く）の額から、1件ごとに20,000円を控除した額 ※	
傷病手当付加金	傷病手当金の基礎となる標準報酬日額の10分の1の額	廃止
出産育児付加金	4,000円	
家族出産育児付加金	4,000円	
埋葬料付加金	5,000円	
家族埋葬料付加金	3,000円	

※…算出した額が1,000円未満の場合は不支給。また、支給額の100円未満は切り捨て